

「令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務」

評価基準

1 提案項目、審査の視点及び配点

提案項目	上段：審査の視点 下段：提案内容	配点
1 業務理解		
業務への理解	事業の目的及び現状と課題の理解 業務の目的、受診率の経緯の理解、若年層や行政区 別等の課題の分析	40
2 業務内容		
(1)対象者分析 ※要求水準書 6(2)ア	勧奨対象者の分析及び対象者抽出 ・勧奨対象者の分析方法（レセプトデータ等） ・文書・電話・SMS ごとの対象者分けの方法	60
(2)文書勧奨 ※要求水準書 6(2)イ	勧奨通知物の内容やデザインの工夫 ・ナッジ理論などの根拠に基づき対象者ごとに工夫された通知内容、勧奨件数と勧奨回数 ・見てみたくなるデザインや品位	100
(3)電話勧奨 ※要求水準書 6(2)イ	電話勧奨の時期、手法、オペレーターの熟練度・健診についての知識、トラブル発生時の体制 ・分析された対象者ごとの勧奨内容 ・勧奨件数 ・勧奨の時間設定 ・オペレーターの研修やサポート体制、エスカレーションに対するマニュアル	20
(4)SMS勧奨 ※要求水準書 6(2)ウ	対象者の抽出や勧奨の文面の工夫 ・勧奨タイミング（全体、対象者ごとの考え方） ・勧奨件数と勧奨回数	60
(5)特定健康診査の web案内ページ ※要求水準書 6(2)エ	web案内ページの作成 ・案内ページの作成内容 ・SMS勧奨等との連携	30

	(6)勧奨業務等全般への提案 ※要求水準書 6(3)ア	関係各課と連携した受診率向上の提案 ・健診実施体制（行政組織や医師会等）の理解 ・区役所保険年金課や保健センター業務についての業務協力、勉強会や研修等の提案	20
	(7)新たな提案	既存事業の他に受診率向上策についての新たな提案 ・新たな勧奨方法やツールの提案がある。 ・若年層に向けての具体的な提案がある。	
3	効果分析		
	効果分析	効果分析の内容 ・検証のための評価項目内容 ・具体的な分析方法の内容 ・職員が理解しやすい内容の工夫	60
4	実施体制等		
	(1)実施体制	業務を的確・迅速に実施するための人員配置・体制 ・学術的な理論やデータ分析ができる職員配置 ・有識者（医師等）と相談できる体制	20
	(2)業務スケジュール	業務の実現性が確保されたスケジュール、プロジェクト管理の手法 ・健診期間、職員の負担を考慮したスケジュールの提案	20
	(3)セキュリティ	個人情報等の情報管理体制 ・緊急事態が発生した場合の体制、対応 ・コンプライアンスについての取組 ・データの受け渡し、保管体制、データの抹消方法	20
	合 計		510

提案者の実績※1		
市町村国保での実績	市町村国民健康保険特定健康診査の受診勧奨実績があり、かつ受診率向上の実績があるか。 ※勧奨実施前後の令和4年度から令和6年度における公表されている法定報告の受診率により評価する。	300

価格		
(1)参考見積額 (2)内訳	<p>・見積額の取扱いについて</p> <p>見積額には評価点を付さないが、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①最優秀提案者を特定する際に使用することがある。</p> <p>②要求水準書にて示す本プロポーザルの予算上限額を上回る見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は、本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った提案者の評価（採点、順位付け等）は行わない。</p>	—

※1 「提案者の実績」については、実績に基づき自動的に採点され、選定委員の数によらず300点を上限とする。

2 審査方法

提出された企画提案書等に対し、「令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員6名が、それぞれ

「1 提案項目、審査の視点及び配点」に則り、評価点を算出する。なお、「提案者の実績」については、実績に基づいて自動的に採点され、委員の数によらず配点上限を300点とする。

全委員の評価点の合計と「提案者の実績」の点数の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案書を提出した者を最優秀提案者として特定し、優先交渉権者とする。

総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、見積価格の最も低い者を最優秀提案者として選定する。合計点が最も高い者かつ最も低い額の見積をした者が2者以上いるときは、当該参加者にまず最優秀提案者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により最優秀提案者を決定するくじを引かせ、最優秀提案者を決定する。

3 その他

- (1) 複数の提案は認めない。複数の提案が提出された場合、いずれも無効とする。
- (2) 本件の履行にあたっては、事業者の幅広い知識や技術等が重要であることから、提案項目の「2 業務内容の(1)～(4)」については、各委員の持ち点（240点）を合算した値の6割を最低基準点とし、各委員の評価点の(1)～(4)を合算した値が最低基準点に満たない場合、その企画提案書を提出した事業者を最優秀提案者に特定しない。
- (3) 本件の招請の日から企画提案書提出期限日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、本件の参加資格を失う。よって、この者が企画提案書を提

出済であっても、その評価を行わない。

(4) 本件の企画提案書提出期限日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。